平成２２年第４回大仙市議会定例会会議録第４号

平成２２年１２月２２日（水曜日）

議　事　日　程　第　４　号

平成２２年１２月２２日（水曜日）午前１０時００分開議

第　１　議案第１９４号　行政機構の改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について　（総務民生委員長報告・質疑・討論・表決）

第　２　議案第１９６号　大仙市土地開発公社の解散について　（総務民生委員長報告・質疑・討論・表決）

第　３　議案第１９３号　大仙市中沢工場団地条例を廃止する条例の制定について　（企画産業委員長報告・質疑・討論・表決）

第　４　議案第１９８号　大仙市西仙北地域産物加工販売施設の指定管理者の指定について　（企画産業委員長報告・質疑・討論・表決）

第　５　議案第１９９号　大仙市協和家畜排泄物処理施設の指定管理者の指定について　（企画産業委員長報告・質疑・討論・表決）

第　６　議案第２００号　大仙市協和農業体験学習館の指定管理者の指定について　（企画産業委員長報告・質疑・討論・表決）

第　７　議案第２０１号　大仙市太田農産物処理加工施設の指定管理者の指定について　（企画産業委員長報告・質疑・討論・表決）

第　８　議案第２０２号　大仙市観光情報センターの指定管理者の指定について　（企画産業委員長報告・質疑・討論・表決）

第　９　議案第１８８号　大仙市立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について　（教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決）

第１０　議案第１８９号　大仙市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について　（教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決）

第１１　議案第１９０号　大仙市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について　（教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決）

第１２　議案第１９１号　大仙市池田氏庭園保存整備審議会条例の一部を改正する条例の制定について（教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決）

第１３　議案第１９５号　大仙市特別養護老人ホーム設置条例を廃止する等の条例の制定について　（教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決）

第１４　議案第１９７号　高畑へき地保育所の指定管理者の指定について（教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決）

第１５　議案第２０６号　大仙市峰吉川基幹集落センターの指定管理者の指定について（教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決）

第１６　議案第２０７号　大仙市神岡神清水コミュニティセンターの指定管理者の指定について　（教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決）

第１７　議案第２０８号　大仙市総合公園野球場等の指定管理者の指定について（教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決）

第１８　議案第２０９号　協和スキー場等の指定管理者の指定について（教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決）

第１９　議案第２１０号　大仙市サン・スポーツランド協和等の指定管理者の指定について　（教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決）

第２０　議案第２１１号　大仙市南外体育館等の指定管理者の指定について（教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決）

第２１　議案第２１２号　大仙市仙北健康広場等の指定管理者の指定について（教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決）

第２２　議案第２１７号　損害賠償の額を定めることについて（教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決）

第２３　議案第１９２号　財団法人大仙市開発公社の事業の総合調整及び助成等に関する条例を廃止する条例の制定について（建設水道委員長報告・質疑・討論・表決）

第２４　議案第２０３号　南外ふれあいパークの指定管理者の指定について（建設水道委員長報告・質疑・討論・表決）

第２５　議案第２０４号　宇船農村公園の指定管理者の指定について（建設水道委員長報告・質疑・討論・表決）

第２６　議案第２０５号　ねむのき駐車場等の指定管理者の指定について
（建設水道委員長報告・質疑・討論・表決）

第２７　議案第２１３号　平成２２年度大仙市一般会計補正予算（第１０号）
（各常任委員長報告・質疑・討論・表決）

第２８　議案第２１４号　平成２２年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第５号）　（総務民生委員長報告・質疑・討論・表決）

第２９　議案第２１５号　平成２２年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第２号）　（教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決）

第３０　議案第２１６号　平成２２年度市立大曲病院事業会計補正予算（第２号）
（教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決）

第３１　請願第　　６号　郵政民営化のさらなる推進に関することについて
（総務民生委員長報告・質疑・討論・表決）

第３２　陳情第　１９号　司法修習生の給費制の存続を求めることについて
（総務民生委員長報告・質疑・討論・表決）

第３３　陳情第　２４号　住民の安心・安全を支える行政サービスの拡充を求めることについて　（総務民生委員長報告・質疑・討論・表決）

第３４　陳情第　２７号　最低保障年金制度の制定を求める意見書の採択を求めることについて　（総務民生委員長報告・質疑・討論・表決）

第３５　陳情第　２８号　高齢者の生活実態に見合う年金引き上げを求める意見書の採択を求めることについて
（総務民生委員長報告・質疑・討論・表決）

第３６　請願第　　７号　免税軽油制度の継続を求めることについて
（企画産業委員長報告・質疑・討論・表決）

第３７　請願第　　８号　米価の大暴落に歯止めをかけることについて
（企画産業委員長報告・質疑・討論・表決）

第３８　陳情第　２３号　雇用と生活をまもる施策強化を求めることについて
（企画産業委員長報告・質疑・討論・表決）

第３９　陳情第　２２号　大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求めることについて　（教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決）

第４０　意見書案第１２号　　司法修習生の給費制の存続を求める意見書
（質疑・討論・表決）

第４１　意見書案第１３号　　最低保障年金制度の制定を求める意見書
（質疑・討論・表決）

第４２　意見書案第１４号　　免税軽油制度の継続を求める意見書（質疑・討論・表決）

第４３　意見書案第１５号　　米価の大暴落に歯止めをかけるための意見書
（質疑・討論・表決）

第４４　意見書案第１６号　　雇用と生活をまもる施策強化を求める意見書
（質疑・討論・表決）

第４５　意見書案第１７号　　大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書
（質疑・討論・表決）

第４６　各委員会からの閉会中の継続審査及び所管事務調査の申し出について

出席議員（２８人）

１番　大野忠夫	２番　佐藤文子	３番　後藤　健
４番　佐藤隆盛	５番　藤井春雄	６番　杉沢千恵子
７番　茂木　隆	８番　小山緑郎	９番　小松栄治
１０番　冨岡喜芳	１１番　佐藤清吉	１３番　金谷道男
１４番　武田　隆	１５番　渡邊秀俊	１６番　高橋敏英
１７番	１８番　佐藤芳雄	１９番　大山利吉
２０番　北村　稔	２１番　高橋幸晴	２２番　本間輝男
２３番　橋本五郎	２４番　藤田君雄	２５番　橋村　誠
２６番　佐藤孝次	２７番　千葉　健	２８番　鎌田　正
２９番　竹原弘治	３０番　児玉裕一	

欠席議員（１人）

１２番　石塚　柏

説明のため出席した者

市長　栗林次美　　副市長　久米正雄

副市長	山王丸愛子	教育長	三浦憲一
代表監査委員	福原堅悦	総務部長	老松博行
企画部長	小松辰巳	市民生活部長	元吉峯夫
健康福祉部長	武藤芳和	農林商工部長	藤原薫
建設部長	田口隆志	病院事務長	伊藤和保
水道局長	藤田良雄	教育次長	髙橋修司
教育次長	青谷晃吉	総務課長	進藤雅彦

議会事務局職員出席者

局長	佐々木誠治	参事	竹内徳幸
主幹	伊藤雅裕	主査	菅原直久
主事	中川智晴		

午前１０時００分　開　　議

○議長（児玉裕一君）　おはようございます。

これより本日の会議を行います。

欠席の届出は１２番石塚柏君、遅刻の連絡があったのは１番大野忠夫君であります。

○議長（児玉裕一君）　本日の議事は、議事日程第４号をもって進めます。

○議長（児玉裕一君）　日程第１、議案第１９４号及び日程第２、議案第１９６号の２件を一括して議題といたします。

本２件に関し、委員長の報告を求めます。総務民生常任委員長１４番武田隆君。はい、１４番。

○総務民生常任委員長（武田　隆君）【登壇】　おはようございます。

本会議第３日に総務民生常任委員会に審査付託となりました事件について、去る１２月１６日、委員全員出席のもと委員会を開催し、総務部及び市民生活部の関係職員の出席を求め、慎重審査いたしましたので、その経過及び結果について順次ご報告いたします。

はじめに、議案第１９４号「行政機構の改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制

定について」であります。

この機構改革については、議員全員協議会において二度にわたり説明を受け、協議されている事案であります。

当委員会においては、当局の説明に対し、総合支所の縮減に関する質疑が多く出されました。その中で「支所の職員数が減少する２課体制の中で十分な行政サービスが維持できるのか、また、職員にかかる負担が大きくなるのではないか。」との質問があり、当局からは「職員数は激減しないよう配慮するとともに、職員の意識改革、資質の向上を図っていきたい。」との答弁がありました。

また、「農林及び建設の場合、事業量が集中する支所もあると思われるが、職員の配置などはどのように考えているのか。」との質問に対しては「大きな部門が一緒になることから、各支所の事業量に配慮した職員配置と班の設置を検討している。」との答弁がありました。

また、「５年後、再び名称が変わるようなことがあるのか。」との質問に対しては「大きな見直しの際は、市民の要望の変化や地方分権、市の総合計画等の関係もあり、ゼロから検討することになると思われる。」との答弁がありました。

また、「支所長の権限を明確な形で強化していくべきではないか。」との質問に対しては「市民要望に即応できる体制ということで検討しており、専決規程、決裁の見直しをし、その中で支所長及び支所の課長の権限、決裁の金額について引き上げたいと考えている。」との答弁がありました。

討論において、「市民の生活と地域の実情を把握し、迅速かつ隅々まで行政サービスを提供する第一線の活動をしているのが支所の役割であり地域自治区の役割だと思うが、本条例案は地域自治区の活動が衰退する方向にあり、支所機能の縮小につながるものであるため反対する。」との反対討論がありました。

採決の結果、出席委員の多数をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第１９６号「大仙市土地開発公社の解散について」は、当局の説明に対し、質疑において「土地開発公社が持っていた土地の管理経費は毎年どれくらいかかるのか。」との質問があり、「現段階では草刈り賃金などを想定しているが、今後、具体的に詰めて当初予算に盛り込みたい。」との答弁がありました。

また、「公社の職員はどうなるのか。」との質問に対しては「２人いるが職種替え試

験を受けた結果も良好であり、研修も受講していることから、市の職員として採用する方向で考えている。」との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、同意すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（児玉裕一君）　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許します。２番佐藤文子君。

○２番（佐藤文子君）【登壇】　私は議案第１９４号、行政機構の改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、反対の立場から討論いたします。

本案は、組織機構の再編にあたって示された基本コンセプトにあるように、職員定数の大幅削減と政府の地域主権改革方針などを前提とする行政機構改革案であります。

一般質問でも指摘したように、地域主権改革は市町村合併をはじめ公務員削減などの地方行革、規制緩和と市場原理、小さな政府論など新自由主義に基づく一連の地方分権改革を継承し、推進・強化するものであります。住民の暮らしと福祉、地方自治破壊を一層深刻に進めるものであると考えています。その点で日本国憲法の基本的人権と地方自治の精神、地方自治法の住民福祉の増進という地方自治体の使命実現の立場とは相反するものであります。

さて本案は、地域自治区の設置等に関する条例の一部改正案として、地域自治区の事務所の名称を「総合支所」から「支所」への変更を掲げ、機構再編の具体化として４課体制から２課体制にしようとしております。その理由として、総合支所の機能を市民に身近な行政サービスを提供する機関と位置づけ、将来的には窓口業務への特化を図ることにあるようであります。

一方、本庁機能は政策の立案、調整、推進などを中心とした政策関連部門に重点を置き、簡素で効率的な組織機構として２９課としようとしております。となりますと、本庁で企画・立案した諸政策、事務事業を住民に具体的に提供し実践する部署はどこなのか、これはこれまでも、これからも、住民に最も身近な総合支所であることは変わりな

いと思います。

本庁７部２９課からの政策課題、事務事業を住民と地域の実情に即して具体化、実践、実践にあたっての合意形成や住民の要望、意見の反映など、多岐にわたる業務を２課で行うというのは、現状を無視しているのではないかと思います。ましてや総合支所機能を窓口業務に特化する方向は、支所機能の低下であり、地域住民自治の後退を招くものであります。地方分権化、高齢化、過疎化などにより行政課題は高度、複雑、多忙化する中、地域住民に政治が行きわたるよう、今こそ公務員の増員と支所機能強化を求め、討論といたします。

以上です。

○議長（児玉裕一君）　ほかに討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、ただいま議題となっております案件中、議案第１９４号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（児玉裕一君）　起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第１９６号を採決いたします。本件に対する委員長報告は同意であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君）　ご異議なしと認めます。よって本件は、同意することに決しました。

○議長（児玉裕一君）　次に、日程第３、議案第１９３号及び日程第４、議案第１９８号から日程第８、議案第２０２号までの６件を一括して議題といたします。

本６件に関し、委員長の報告を求めます。企画産業常任委員長２５番橋村誠君。はい、２５番。

○企画産業常任委員長（橋村　誠君）【登壇】　今期定例会、本会議第３日に当常任委員会に審査付託となりました事件につきまして、去る１２月１６日に委員会を開催し、所

管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

はじめに、議案第１９３号「大仙市中沢工場団地条例を廃止する条例の制定について」につきましては、当局からの内容説明に対し、格別なる質疑・討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第１９８号「大仙市西仙北地域産物加工販売施設の指定管理者の指定について」から議案第２０１号「大仙市太田農産物処理加工施設の指定管理者の指定について」までの４件につきましては、一括議題として審査しましたが、当局からの内容説明に対し、質疑において委員から「議案第１９９号で大仙市協和家畜排泄物処理施設の指定管理者として指定する大仙市協和稲沢堆肥生産組合に対しては、支払う指定管理料は年額３０万２千円としているが、この額はどのような基準に基づいているのか。」との質疑があり、それに対して当局からは「当該施設の年間の電気料の６割と周辺の除草代２万４千円の合計額を基準として算出している。」との答弁がありました。

また、委員から「同組合は平成２１年度収支決算書によれば約５０万円の剰余金が出ているため、この指定管理料の額は検討の余地がある。さらに、この施設については利用が特定の地域住民に限定された公共的な役割が小さいことから、指定管理者制度になじまないものであり、今後は施設を組合に譲渡するか指定管理料に代えて補助金を交付する等、適切な処置をとられるよう検討されたい。」との意見がありました。

その他、２、３の質疑、意見がありましたが、当局説明を概ね了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本４件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第２０２号「大仙市観光情報センターの指定管理者の指定について」につきましては、当局からの内容説明に対し、質疑において委員から「先日の一般質問において市長からフィルムコミッションの設立に向けて積極的にかかわるとの答弁があったが、この大仙市観光情報センターとしてもフィルムコミッションにかかわっていく考えはあるのか。」との質疑があり、それに対して当局からは「観光情報センターのかかわりを含め、市として準備段階から大曲商工会議所と連携を図り、積極的にかかわっていきたい。」との答弁がありました。

その他、２、３の質疑がありましたが、当局説明を了とし、討論はなく、採決の結果、

出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、報告を終わります。

○議長（児玉裕一君）　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより議案第１９３号及び議案第１９８号から議案第２０２号までの６件を一括して採決いたします。本６件に対する委員長報告は原案可決であります。本６件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君）　ご異議なしと認めます。よって本６件は、原案のとおり可決されました。

○議長（児玉裕一君）　次に、日程第９、議案第１８８号から日程第１２、議案第１９１号まで、日程第１３、議案第１９５号、日程第１４、議案第１９７号、日程第１５、議案第２０６号から日程第２１、議案第２１２号まで及び日程第２２、議案第２１７号の１４件を一括して議題といたします。

本１４件に関し、委員長の報告を求めます。教育福祉常任委員長１３番金谷道男君。はい、１３番。

○教育福祉常任委員長（金谷道男君）【登壇】　本会議第３日に当常任委員会に審査付託となりました事件につき、去る１２月１６日に委員会を開催し、慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

はじめに、議案第１８８号「大仙市立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について」は、当局からの内容説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第１８９号「大仙市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」は、当局からの内容説明に対し、質疑において「統合後の西仙北地域小学校は児童数が３５６人となるが、市内に児童数３００人を超える小学校は幾つあるか。」との質

問があり、当局から「５月１日現在で３００人を超えているのは大曲小学校、花館小学校及び協和小学校の３校である。」との答弁がありました。

その他、寄宿舎の廃止についてや統合後の新しい学校名についてなどの質疑がありましたが、いずれも当局説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第１９０号「大仙市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について」は、当局からの内容説明に対し、改正する条項の具体的な内容についての質疑がありましたが、当局説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第１９１号「大仙市池田氏庭園保存整備審議会条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第１９５号「大仙市特別養護老人ホーム設置条例を廃止する等の条例の制定について」の２件につきましては、当局からの内容説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本２件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第１９７号「高畑へき地保育所の指定管理者の指定について」は、当局からの内容説明に対し、質疑において「通園範囲や園児数の動向を勘案し、認可保育所への移行、あるいは法人への移譲などを考えているか。」との質問があり、当局から「現在、高畑へき地保育所の通園範囲の見直しの予定はないが、今後、施設の老朽化や児童数の状況等を踏まえて認可保育所への移行や現在地への存続が必要であるかなどについて、保育園改築計画の中で検討していきたい。なお、法人化については、へき地保育所は市町村で設置しなければならないこととなっており、法人へ移譲できないため、指定管理者制度で管理をお願いしているものである。」との答弁がありました。

その他、へき地保育所という名称についての質疑がありましたが、当局説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第２０６号「大仙市峰吉川基幹集落センターの指定管理者の指定について」及び議案第２０７号「大仙市神岡神清水コミュニティセンターの指定管理者の指定について」の２件につきましては、関連がありますので一括審査をいたしました。

当局からの内容説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本２件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第２０８号「大仙市総合公園野球場等の指定管理者の指定について」、議

案第２０９号「協和スキー場等の指定管理者の指定について」、議案第２１０号「大仙市サン・スポーツランド協和等の指定管理者の指定について」、議案第２１１号「大仙市南外体育館等の指定管理者の指定について」及び議案第２１２号「大仙市仙北健康広場等の指定管理者の指定について」の５件につきましては、関連がありますので一括審査いたしました。

当局からの内容説明に対し、質疑において、仙北健康広場等の指定管理者が県内業者ではなく東京に本社がある会社が選定された理由についての質問があり、当局からは「選定された会社は秋田に支店がある会社で、これまで秋田大学医学部附属病院や秋田県市町村会館、また、東京都体育館などの指定管理の実績があるもので、地元企業や地域雇用の推進を優先していること、グラウンドゴルフや野球大会などの各種スポーツ大会や教室の実施のノウハウが豊富であること、維持管理に係る年間計画や収支計画などを踏まえて選定したものである。また、これにより他のスポーツ関連施設への刺激になるとも考えられる。」との答弁がありました。

また、「指定管理することによって、今後、指定管理者が行う事業には市としては一切関与しないことになるのか。」との質問に対しては、「市内のスポーツ施設についても指定管理が進んできているが、地元の体育協会やスポーツ団体との調整が大事な部分だと考えている。事業の実施状況や利用者の反応などの評価も行っており、管理費を出すだけではなく定期的に利用料等の状況報告を求めるなど、市としても関与していきたい。」との答弁がありました。

その他、指定管理者選定委員会の委員構成と選定方法についてなどの質疑がありましたが、当局説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本５件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第２１７号「損害賠償の額を定めることについて」は、当局からの内容説明に対し、職員の処分内容と刑事責任についてや休業補償についてなどの質問がありましたが、いずれも当局説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（児玉裕一君）　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許します。２番佐藤文子君。

○２番（佐藤文子君）【登壇】　私は４件にわたって反対討論をさせていただきます。

まず、議案第２０８号、大仙市総合公園野球場等の指定管理者の指定について、反対討論を行います。

本案は、総合公園等の管理運営について株式会社東北ダイケン秋田支店を指定するものであります。公園、スポーツ施設は、全市民の公共の財産であり、福祉増進に資する施設であります。誰もが安全で快適な環境と市民要望にも十分配慮した施設設備の充実のもと、安心して利用するため、その管理運営に当たっては公務としての自覚と専門性を発揮して管理に当たってきたと思います。その点、営利が最大の目的である民間業者に委ねるということでは、行政からは人材もノウハウも責任感も消失していくのではないでしょうか。また、業者は価格競争のもとに取った仕事でありますので、収益を上げるため、そのしわ寄せはおのずとそこに働く労働者の低賃金になってあらわれています。

昨今、公務の市場化によって官製ワーキングプアなどが増加しておりますが、まさにこうした公共のサービスの市場化によってこういう問題が起きてきているわけであります。

以上から、スポーツ、公園事業などを充実・発達させる上で、指定管理者制度はなじまないものと思うものであります。

さらに、今、市では経済・雇用対策を緊急課題として取り組んでおります。その一方で、こうした市外の民間業者に公共施設管理を委ね、市民の雇用を奪うような方向になりはしないかと心配しております。

以上、施設の指定管理者制度は民間業者を指定することにはなじまない、指定管理者制度はなじまないという点と、そして官製ワーキングプアの拡大や市民の雇用の機会を奪う、こうした点につながる問題を指摘して反対討論といたします。

続けて議案第２１０号、大仙市サン・スポーツランド協和等の指定管理者の指定について、反対をいたします。

２０８号でも大筋の点では述べましたが、本案は秋田市の造園業者であるむつみ造園を指定管理者とするものであります。体育施設の管理運営のノウハウを、どのように評価しての指定なのかは定かではありませんが、ここまでくるとスポーツ施設の管理運営

のその中身は、貸し館業務に徹しているのではないかと思います。市民の権利保障と福祉向上にふさわしい施設設備の充実を図るよう、管理運営は市が行うべきものだと思います。こういう点から、また先程申し上げましたように官製ワーキングプアをなくし、市民の雇用機会を図っていくという点から反対するものです。

次に、議案第２１１号、大仙市南外体育館等の指定管理者の指定について、反対をいたします。

本案は、南外の体育館等４施設を秋田市の厚生ビル管理株式会社を指定するものであります。２０８号等でも述べましたように、同様に体育館、公園等の施設管理は責任を持って市が行うべきものであること、そして市民の雇用の機会を確保する、そのために市が責任を持つことというふうなことで反対するものであります。

続けて議案第２１２号、大仙市仙北健康広場等の指定管理者の指定については、東京の大手ビルメンテナンス会社であります株式会社オーエンスを指定管理者とするものであります。

本案につきましても公園、体育施設は市が責任を持って管理運営に当たり、利用者増と施設設備の充実をもって市民の福祉増進に資すべきという観点から、また、市民の雇用の確保という観点から、この議案にも反対するものであります。

以上で討論を終わります。

○議長（児玉裕一君）　ほかに討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、ただいま議題となっております案件中、議案第２０８号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（児玉裕一君）　起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第２１０号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（児玉裕一君）　起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されまし

た。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第２１１号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（児玉裕一君）　起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第２１２号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（児玉裕一君）　起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第１８８号から議案第１９１号まで、議案第１９５号、議案第１９７号、議案第２０６号、議案第２０７号、議案第２０９号及び議案第２１７号の１０件を一括して採決いたします。本１０件に対する委員長報告は原案可決であります。本１０件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君）　ご異議なしと認めます。よって本１０件は、原案のとおり可決されました。

○議長（児玉裕一君）　次に、日程第２３、議案第１９２号及び日程第２４、議案第２０３号から日程第２６、議案第２０５号までの４件を一括して議題といたします。

本４件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長１８番佐藤芳雄君。はい、１８番。

○建設水道常任委員長（佐藤芳雄君）【登壇】　ご報告いたします。

今定例会本会議第３日に当委員会に審査付託となりました事件につき、去る１２月１６日に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

はじめに、議案第１９２号「財団法人大仙市開発公社の事業の総合調整及び助成等に関する条例を廃止する条例の制定について」につきましては、当局からの内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第２０３号「南外ふれあいパークの指定管理者の指定について」、議案第２０４号「宇船農村公園の指定管理者の指定について」及び議案第２０５号「ねむのき駐車場等の指定管理者の指定について」の３件は、指定管理者の関係から一括議題として審議いたしました。

当局からの内容説明に対し、質疑において「指定管理者制度を使用することによってシルバーセンターなど従来の地元雇用者への影響はないのか。」との質問には「これまで一部の施設ではシルバー人材センターなどの雇用が実施されていた。今回改めて選定された団体の一部は人件費を抑えて遠隔監視などを実施するという効率的な管理方法などが認められたものと思われる。こうした施設は、今後、シルバーセンター等の雇用は減っていくものと思われる。」との答弁でした。

これに対し委員からは「定例会の市政報告でも雇用環境が厳しいことからも支援策を検討しているとも発言されており、選定された市外の団体が人件費を抑え、遠隔監視がよいかどうかというよりも地元の雇用を最優先に考えるべきではないのか。」との質問には「地元雇用については、指定管理者制度を導入したとしても最優先に考えなければならない問題と認識している。指定管理者の選定にあたっても、できるだけ地元の雇用形態を変えないでほしいという申し入れはしている。」との答弁でした。

さらに委員からは「大仙市内の若者が職もなく、毎日のようにハローワークに通っている人がたくさん存在する。所管以外の委員会では、県外の団体を指定管理者としている例もあるが、大仙市で指定管理者とした団体の地元雇用の実態を調査し、報告いただきたい。」との要望がされました。

討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

報告を終わります。

○議長（児玉裕一君）　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許します。２番佐藤文子君。

○２番（佐藤文子君）【登壇】　私は議案第２０３号、南外ふれあいパークの指定管理者の指定について、反対討論をいたします。

本案は、公募によって秋田市の厚生ビル管理株式会社に指定管理を委ねるものであります。これまでの議案等での反対討論で述べましたように、公園や体育施設は全市民の公共の財産であり、福祉増進に資する施設として市が責任を持って管理すべきものと考えます。住民の声をよく聞いて、施設設備の充実をはじめ、誰もが安全で快適な環境のもとで利用できる、そうした施設の充実を図るべきだと思います。その点で指定管理者制度にはなじまないものだと考えています。

あわせて、雇用対策の一環として市民の雇用機会を確保するという点から、この秋田市の株式会社に指定管理を行うことは、市民の雇用の確保を妨げるものとして賛成はできないのであります。

以上で反対討論を終わります。

○議長（児玉裕一君）　ほかに討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、ただいま議題となっております案件中、議案第２０３号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（児玉裕一君）　起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第１９２号、議案第２０４号及び議案第２０５号の３件を一括して採決いたします。本３件に対する委員長報告は原案可決であります。本３件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君）　ご異議なしと認めます。よって本３件は、原案のとおり可決されました。

○議長（児玉裕一君）　次に、日程第２７、議案第２１３号を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。はじめに、総務民生常任委員長１４番武田隆君。はい、１４番。

○総務民生常任委員長（武田　隆君）【登壇】　ご報告いたします。

議案第２１３号「平成２２年度大仙市一般会計補正予算（第１０号）」のうち、当委員会に審査付託となった所管する歳入歳出補正予算につきましては、当局からの説明に対し、質疑において「女性消防団員の被服費貸与について、７名の見込みを含め１８名分予算計上しているが、今後の見通しと、さらに女性団員が増えた場合は補正予算を計上するのか。」との質問があり、当局からは「予測以上に女性団員が増えてきており、予算に不足が生じた場合は補正でお願いしたい。」との答弁がありました。

また、「国保のシステムは毎年のように多額の費用をかけた改修が必要なのか。」との質問に対しては「毎年制度改正があるため、国の調整交付金を利用しながらシステム改修を行っている。」との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（児玉裕一君）　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君）　質疑なしと認めます。

次に、企画産業常任委員長２５番橋村誠君。はい、２５番。

○企画産業常任委員長（橋村　誠君）【登壇】　ご報告いたします。

議案第２１３号「平成２２年度大仙市一般会計補正予算（第１０号）」につきましては、当局からの内容説明に対し、質疑において委員から「大仙市緊急雇用助成金については、交付を受けた後に要件を満たさなくなり、返還が生じた事例はあるのか。」との質疑があり、それに対して当局からは「１年以上雇用を継続していただくことが要件にあるため、１年に満たない場合は返還が必要となる。自己都合により離職された方もおり、２１年度に２件、２２年度の１０件の返還が生じている。」との答弁がありました。

その他、２、３の質疑がありましたが、当局説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であり

ます。

以上、報告を終わります。

○議長（児玉裕一君）　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君）　質疑なしと認めます。

次に、教育福祉常任委員長１３番金谷道男君。はい、１３番。

○教育福祉常任委員長（金谷道男君）【登壇】　ご報告いたします。

議案第２１３号「平成２２年度大仙市一般会計補正予算（第１０号）」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、当局からの補正内容の説明に対し、質疑において「生活扶助費のうち医療扶助費の補正額が大きいが、どういった内容なのか。」との質問があり、当局からは「１１月末現在の保護人員１，２６７名のうち医療機関にかかっている方が１，０３５名となっている。入院している方が７１名、外来患者が９６４名で、単純計算すると一人当たりの医療費が月額１０万５千円ほどとなる。脳疾患や心疾患の方の医療費が比較的高額になっている。」との答弁がありました。

また、「ウインタースポーツパワーアップ事業に関して、学校のスキー教室等で市内のスキー場を利用している割合はどうなっているか。」との質問に対しては「利用状況については学年を１として計算すると、小学校では７８％、中学校では８１％が市内のスキー場を利用している。子供たちのレベルに合ったスキー場を選択し、同じ日に集中させないでスキー教室を行う必要があり、また、学校が重なった場合にはゲレンデが混み合ったり休憩所がいっぱいになったりすることもあり、それらを勘案して、市内を使った後に仕上げ教室的に市外のスキー場へ行く実情もある。」との答弁がありました。

これに対し委員から「学校の事情やスキー場の受け入れ態勢などの制約はあると思うが、スキー場の営業成績の面も考慮して、また、市内の小・中学校であるのでできる限り市内のスキー場を利用していただきたい。」との意見が出され、当局からは「校長会や教頭会の際に直接先生方にＰＲもしており、学校の実情に合わせて市内のスキー場利用について今後も働きかけていきたい。」との答弁がありました。

また、「西仙北地域統合小学校の増築に係る実施設計の予算が計上されているが、この増築によってこれまでの景観が損なわれることに対する認識を持っていなかったのか。

建設当時の経緯や、それを知る方々への相談などを踏まえた上で基本設計に臨む必要があったのではないか。」との質問に対して、当局からは「学校とは何度も協議し、児童については校長や教頭などから意見を収集していただき、要望を聞きながら基本設計のコンセプトを作り上げたものである。」との答弁がありました。

これを受け、委員から「校舎の増築については実施設計の段階で地元の方々、ＰＴＡや保護者などと話し合いを持ちながら進めていただきたい。また、できるだけ木材を使ってぬくもりのある校舎にしていただきたい。」との意見が出されました。

その他、グループホームに対するスプリンクラー等の設置計画についてや、はぴねす大仙の運営と職員の体制についてなどのほか、２、３の質疑がありましたが、いずれも当局説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（児玉裕一君）　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君）　質疑なしと認めます。

次に、建設水道常任委員長１８番佐藤芳雄君。はい、１８番。

○建設水道常任委員長（佐藤芳雄君）【登壇】　ご報告いたします。

議案第２１３号「平成２２年度大仙市一般会計補正予算（第１０号）」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、当局からの補正予算の内容説明に対し、質疑において「指定管理者制度における使用料などの収入の取り扱いはどうなっているのか。」との質問には「使用料や自動販売機の電気料などは収入として指定管理者に直接入り、その収入を差し引いた分が指定管理料として市から支払われる。」との答弁でした。

これに対し委員からは「収入を差し引いた分を指定管理料として支払ったのでは不明朗な感じがする。使用料などの収入も一旦は市の収入とし、決められた指定管理料を支払った方が明朗と言えないのか。」との質問には、「指定管理者制度は効率的な運用をすることによって経費の縮減につながることで導入した背景もあるので、歳入歳出をやり繰りしながら管理するというシステムになっている。また、指定管理の申請を受ける際には収支計画書等の書類を提出、審査され、指定管理者となった場合には毎月業務内

容や料金収入の報告が義務付けられている。市としても指定管理者に施設を全部任せているのではなく、現場に出向き監理監督に努めている。」との答弁でした。

そのほかには質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

報告を終わります。

○議長（児玉裕一君）　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許します。２番佐藤文子君。

○２番（佐藤文子君）【登壇】　私は議案第２１３号、平成２２年度大仙市一般会計補正予算（第１０号）について反対の立場から討論をいたします。

本予算案には、福祉事業や生活保護費、また、理科教育施設整備費など緊急かつ重要な予算も盛り込まれているわけでありますが、先程反対をいたしました指定管理者の指定に関する債務負担行為も含まれていることから賛成はできないのであります。

以上で終わります。

○議長（児玉裕一君）　ほかに討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第２１３号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本件に対する各委員長報告は原案可決であります。本件は、各委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（児玉裕一君）　起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（児玉裕一君）　申し上げます。この際、暫時休憩いたします。本会議は午前１１時５分に再開いたします。

午前１０時５４分　休　　憩

……

午前１１時０５分　再　　開

○議長（児玉裕一君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（児玉裕一君）　次に、日程第２８、議案第２１４号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。総務民生常任委員長１４番武田隆君。はい、１４番。

○総務民生常任委員長（武田　隆君）【登壇】　ご報告いたします。

議案第２１４号「平成２２年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第５号）」につきましては、当局の説明を了とし、質疑・討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（児玉裕一君）　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより議案第２１４号を採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君）　ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（児玉裕一君）　次に、日程第２９、議案第２１５号及び日程第３０、議案第２１６号を議題といたします。

本２件に関し、委員長の報告を求めます。教育福祉常任委員長１３番金谷道男君。はい、１３番。

○教育福祉常任委員長（金谷道男君）【登壇】　ご報告いたします。

議案第２１５号「平成２２年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第２号）」につきましては、当局からの補正内容の説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第２１６号「平成２２年度市立大曲病院事業会計補正予算（第２号）」につきましては、当局からの補正内容の説明に対し、質疑において「薬品費の増加は一日平均外来患者数の１名増員以外に、ほかの患者の分も含めての増額なのか。」との質問があり、当局からは「外来患者に対する１回の処方量が長期にわたる場合が多くなっていることと、入院患者も含めてドクターの方で副作用の少ない新薬を採用する方向にあるため、今回の外来患者増に伴う増収分をこれに充てようとするものである。」との答弁がありました。

また、「患者の中に子供はいるのか。また、広汎性発達障害などに対する対応はできているか。」との質問に対しては「一番若い方で中学生が一時通院していたが、ほとんどが成人である。当病院の院長は子供の精神的な症状から老人までのすべての症状を把握することで取得できる精神保健指定医の資格を持っている。また、精神保健福祉士もいるので、学校と連絡を取り合いながら協力して対応していきたい。」との答弁がありました。

その他、市立大曲病院の概要についてなどの質疑がありましたが、当局説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

報告を終わります。

○議長（児玉裕一君）　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより議案第２１５号及び議案第２１６号の２件を一括して採決いたします。本２件に対する委員長報告は原案可決であります。本２件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君）　ご異議なしと認めます。よって本２件は、原案のとおり可決されました。

○議長（児玉裕一君）　次に、日程第３１、請願第６号から日程第３５、陳情第２８号ま

での５件を一括して議題といたします。

本５件に関し、委員長の報告を求めます。総務民生常任委員長１４番武田隆君。はい、１４番。

○総務民生常任委員長（武田　隆君）【登壇】　ご報告いたします。

はじめに、請願第６号「郵政民営化のさらなる推進に関することについて」は、第３回定例会において継続審査と決した事案でありますが、郵政３事業の民営化、中でも金融、保険業務を民間に開放するという趣旨には賛成できないとの意見があり、採決の結果、出席委員の一致をもって、不採択とすべきものと決した次第であります。

次に、陳情第１９号「司法修習生の給費制の存続を求めることについて」も、第３回定例会において継続審査と決した事案であります。

司法修習生に給与を支給する給費制を２０１１年１０月まで継続するという裁判所法の改正が先の臨時国会で成立したこともあり、採決の結果、出席委員の一致をもって、採択すべきものと決した次第であります。

次に、陳情第２４号「住民の安心・安全を支える行政サービスの拡充を求めることについて」は、「地域主権は進めるべきであり、また、効率的な行政を目指すべき。」との発言があり、採決の結果、採択することに賛成する委員の少数により、不採択とすべきものと決した次第であります。

次に、陳情第２７号「最低保障年金制度の制定を求める意見書の採択を求めることについて」は、財源を消費税によらない全額国庫負担の最低保障年金制度の制定は妥当であるとの意見があり、採決の結果、出席委員の一致をもって、採択すべきものと決した次第であります。

次に、陳情第２８号「高齢者の生活実態に見合う年金引き上げを求める意見書の採択を求めることについて」は、願意が妥当であり採択すべきとの意見と、無年金者・低年金者に生活支援金を支給するという項目には賛同しかねるため趣旨採択とすべきとの意見があり、採決の結果、出席委員の多数をもって、趣旨採択とすべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（児玉裕一君）　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君）　討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、請願第６号を採決いたします。この採決は起立をもって行います。本件に対する委員長報告は不採択であります。本件は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（児玉裕一君）　起立少数であります。よって本件は、不採択と決しました。

次に、ただいま議題となっております案件中、陳情第１９号を採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君）　ご異議なしと認めます。よって本件は、採択することに決しました。

次に、ただいま議題となっております案件中、陳情第２４号を採決いたします。この採決は起立をもって行います。本件に対する委員長報告は不採択であります。本件を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（児玉裕一君）　起立少数であります。よって本件は、不採択と決しました。

次に、ただいま議題となっております案件中、陳情第２７号を採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君）　ご異議なしと認めます。よって本件は、採択することに決しました。

次に、ただいま議題となっております案件中、陳情第２８号を採決いたします。本件に対する委員長報告は趣旨採択であります。本件は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君）　ご異議なしと認めます。よって本件は、趣旨採択とすることに決しました。

○議長（児玉裕一君）　次に、日程第３６、請願第７号から日程第３８、陳情第２３号までの３件を一括して議題といたします。

本３件に関し、委員長の報告を求めます。企画産業常任委員長２５番橋村誠君。はい、２５番。

○企画産業常任委員長（橋村　誠君）【登壇】　ご報告いたします。

請願第７号「免税軽油制度の継続を求めることについて」、請願第８号「米価の大暴落に歯止めをかけることについて」及び陳情第２３号「雇用と生活をまもる施策強化を求めることについて」の３件につきましては、当局から参考意見を求めて審査いたしましたが、その願意を妥当と認め、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本３件は採択すべきものと決した次第であります。

以上、報告を終わります。

○議長（児玉裕一君）　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君）　討論なしと認めます。

これより請願第７号、請願第８号及び陳情第２３号の３件を一括して採決いたします。本３件に対する委員長報告は採択であります。本３件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君）　ご異議なしと認めます。よって本３件は、採択することに決しました。

○議長（児玉裕一君）　次に、日程第３９、陳情第２２号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。教育福祉常任委員長１３番金谷道男君。はい、

１３番。

○教育福祉常任委員長（金谷道男君）【登壇】　ご報告いたします。

陳情第２２号「大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求めることについて」は、慎重審査いたしました結果、陳情者の願意を妥当と認め、出席委員の一致をもって、本件は採択すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（児玉裕一君）　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君）　討論なしと認めます。

これより陳情第２２号を採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君）　ご異議なしと認めます。よって本件は、採択することに決しました。

○議長（児玉裕一君）　次に、日程第４０、意見書案第１２号から日程第４５、意見書案第１７号までの６件を一括して議題といたします。

意見書案第１２号及び意見書案第１３号の２件は総務民生常任委員長から、意見書案第１４号から意見書案第１６号までの３件は企画産業常任委員長から、意見書案第１７号は教育福祉常任委員長からそれぞれ提出されております。

お諮りいたします。意見書案第１２号から意見書案第１７号までの６件については、会議規則第３７条第３項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君）　ご異議なしと認めます。よって本６件については、提案理由の説明は省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君）　質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております６件については、会議規則第３７条第２項の規定により委員会に付託はいたしません。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君）　討論なしと認めます。

これより意見書案第１２号から意見書案第１７号までの６件を一括して採決いたします。本６件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君）　ご異議なしと認めます。よって本６件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま議決されました意見書案第１２号から意見書案第１７号までの６件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君）　ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

○議長（児玉裕一君）　次に、日程第４６、各委員会からの閉会中の継続審査及び所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

各委員長から、目下委員会において審査及び調査中の事件につき、会議規則第１０３条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続審査及び継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君）　ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり決しました。

○議長（児玉裕一君）　以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

これにて平成２２年第４回大仙市議会定例会を閉会いたします。

大変長期間にわたってご苦労様でした。

午前１１時２２分　閉　　会

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

平成　　年　　月　　日

大仙市議会議長

議　員

議　員

議　員